

No.	資料名	該当箇所	質問内容	回答
1	05.【別紙4】京都府・市町村共同電子申請サービス機能要件表		機能要件表に記載の必須要件について、サービス運用を開始する令和7年11月までに当該要件と同等水準の要件を実装するもしくは運用による代替提案を行うことにより、仕様を満たすものと解釈して相違ないでしょうか。	その認識で問題ございませんが、令和6年11月から各団体が移行作業を開始されますので、その際に機能不足により移行ができないとにならないようにしていただきますよう、お願いいたします。 また、令和6年11月時点での実装が困難な場合は、いつ頃ご提供可能か、提案書にて記載をお願いいたします。
2	02.【別紙1】仕様書		仕様書全般に記載の要件について、機能要件表に記載の一部の要件を除いては必須要件である旨が明示されていませんが、これらの要件については提案者からの提案に基づき、契約手続時に提案者・貴庁による協議の上、仕様書の記載要件について変更の余地があるものと解釈して相違ないでしょうか。	基本的には全て必須要件となります。 ただし、一部の要件については、提案者からの提案内容やご提案いただく技術的な代替案等に基づき、契約手続時に協議の上で調整の余地がある場合もあります。
3			共同利用への参加団体数に応じて運用保守費用も変動するため、共同利用に参加する団体の一覧について情報を開示いただけないでしょうか。	新たに資料を追加させていただきます。 なお、業者決定後に利用有無の調査を行いますので、団体数に変動発生する可能性がありますのでご了承ください。 追加資料に記載している団体については、令和6年10月時点の利用自治体となっております。
4	02.【別紙1】仕様書		仕様書の1.4iにおいて「なお、現行サービスから本サービスへの申請データ移行作業自体は、業務範囲に含まない。」と記載されていることから、仕様書の3.2に記載されている「申請内容が複雑で、作成に労力を要する入力フォームについて、希望する団体があった場合、作成すること」に該当する作業に係る費用は提案価格に含めなくてよいとの理解で相違ないでしょうか。	提案価格に含めなくても差し支えありません。 ただし、その作業に関するおおよその金額については、参考としてご提示いただくと幸いです。
5	02.【別紙1】仕様書 05.【別紙4】京都府・市町村共同電子申請サービス機能要件表	仕様書(P.6)	「図表5電子申請サービス要件」の1行目「基本要件」について、「別紙4 京都府・市町村共同電子申請サービス機能要件表」の「基本要件」を参照することとありますが、別紙4では「基本要件」の記載がありません。 別紙4の先頭にある「非機能要件」が「基本要件」に相当する認識でお間違いないでしょうか。	御認識のとおりです。 別紙4については、文言を修正したものを掲載します。
6	01.提出書類一覧	提出書類一覧②	提出書類一覧の中に「別紙4 京都府・市町村共同電子申請サービス機能要件表」が含まれませんが、こちらも提出する認識でお間違いないでしょうか。 また、提出する場合、提案書の100ページには含まないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
7	01.提出書類一覧	提出書類一覧⑦	「府内団体の地方税の滞納がないことの証明」は京都府に事業所のある事業者のみ提出でしょうか。 もしくは京都府に事業所がない場合でも、各都道府県での納税証明書の提出が必要でしょうか。 京都府に事業所がなくても納税証明書が必要な場合、「府税納税証明書（府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ）」が該当資料となりますがよろしいでしょうか。	京都府に事業所が無い場合については、「府税納税証明書（府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ）」が該当資料となります。
8	01.提出書類一覧	提出書類一覧⑧	「消費税及び地方消費税の納税証明書」は国税納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）のご提出で問題ないでしょうか。	未納税額のない証明の提出で問題ありません。